

修理した機材の大会での使用について

近年、自転車のフレーム等について、修理した機材を使用するケースが見られますが、大会で使用できる機材は、あくまで製造者によって修理された場合(製造者による保証)に限られており、第三者が修理した機材は使用が認められません。ご周知下さい。

※ JCF 競技規則 第5章 第16条 第3項 を参照：

公益財団法人 日本自転車競技連盟

競技規則集

2017

2017年4月5日版



第5章 自転車およびオートバイ

第16条(トラック・レーサーおよびロード・レーサー)

1. 原則

(1) ライセンス保持者は、自己の装備(付属品等の器材を装着した自転車、ヘルメット、衣服等)の品質や素材またはデザインによって自分自身や他の競技者に危険を及ぼすことがないようにしなければならない。

(2) 各ライセンス保持者は彼がロード、トラックおよびシクロクロス競技において使用する器材が、有効でUCIウェブサイト上で入手できる承認手続きの明細事項に従ってUCIにより承認されていることを保証しなければならない。

(3) ライセンス保持者が自ら選択した装備を使用したために発生した結果については、UCIおよびJCFは何ら責任を負うものではなく、また、その装備の欠陥もしくは不適合性についても何ら責任を負うものではない。

ライセンス保持者は、競技において使われる、製造者によって与えられた機材をどのような点においても改造する権限は与えられていない。

(4) 競技者が競技に参加することができたという事実は決してUCIまたはJCF側の責任を生むものではない；コミセール、代行者、UCIまたはJCFの組織によって実行される機材の検査は、純粋なスポーツ